

本土決戦に方り必勝を期する為には、戦場となるべき本土の地味に在る全國民をして、國民皆兵の趣旨に沿ひ、老若男女一切を擧げて、奉還する敵に備へることが必要であつたが、一方、國家としては之等挺身して國難に殉じた人々に対し靖國神社の合祀其他の恩典の方途を講ずる必要が痛感せられるに至つた。此の趣旨の下に「義勇兵役法」が才八十七議會の議費を経て昭和二十三年六月二十二日公布せられた。義勇兵役法の内容は、概要次の通りであつた。

「大東亞戦争に際し、日本國民は兵役法の定める処に依るの他、本法の定める所により兵役に服し、之を義勇兵役と称する。

「義勇兵役は、男子は、年令十五年に達する年の一月一日より年令六十に達する年の十二月三十一日迄の者（勅令を以て定める者を除く）、女子は、年令十七年に達する年の一月一日より年令四十年に達する年の十二月三十一日迄の者が服役する。

尚右服役期間は、勅令の定める所に依り必要に依りて之を変更する
ることが出来る。

三、右の他志願する者は義勇兵に採用し得る。

四、義勇兵は必要に依り勅令の定める所によつて之を召集し國民義勇
隊に編入される。

此の召集を義勇召集と稱する。

かくて國民義勇隊は標成せられることとなつたが、その任務は、
主として、陣地構築、兵站補助業務を担任することとされ、實際の
場合、一般軍隊指揮官の命を受けるより律せられた。尚、國民義勇
隊中に在る在郷軍人は、一般軍隊に對する補充等の召集を可能なら
しめる如くされて居たので、一般に兵役法の適用を受ける者は原則と
して義勇兵役法の適用をも受け二重の兵役に服することとされた。
初て、義勇兵役法の公布と共に、六月二十五日國民義勇隊統率令
が軍令によつて制定施行された。その内容は概ね次のようなものであ
つた。

0063

一、義勇兵役法の適用を受けざる者を以て編成する部隊を国民義勇隊五六と稱する。

二、義勇兵役法の適用を受けざる者を以て、各地方に連合義勇隊を編成する。

連合義勇隊は本部及若干の義勇隊を以て、義勇隊は若干の義勇隊を以て、又、義勇隊は若干の義勇隊を以て、各一編成せられる。

三、右の各鉄道局（各通信局）及之に準ずる機関並に、特に規模の大なる軍需品生産会社、其他陸海軍大臣の定める隊域等にも国民義勇隊を編成する。

又、運輸省鉄道總局（通信院）に鉄道（通信）義勇隊司令部が編成される。

国民義勇隊は各区毎に、所在地名又は隊域名等を冠称し、必要の職員が置かれる。

五 國民義勇戦闘隊を編成するに方つては、國民義勇隊の組織を充満
することとを本則とし、其要領は、軍管区司令官・船舶司令官・鎮
守（警備）府司令長官等が定める。

六 鉄道（通信）義勇戦闘司令は參謀總長に隷屬する。

七 連合義勇戦闘隊長は当該所在地所管の地区司令官に隷屬する。

八 一般軍隊と國民義勇戦闘隊との指揮隷屬区分は、作戦の必要に
応じ、之が所屬の長官に於て適宜命令を以て律することが出来る。

0065